平成２５年（フ）第４２３９号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番15―205号
債務者　尾﨑　明久
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２５３号
大阪市旭区大宮５丁目12番21―808号
債務者　多田　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２８４号
大阪府東大阪市客坊町５番23号　ハピネス2000―203号
債務者　濵島　　薫
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３４２号
大阪市生野区新今里７丁目４番６―411号
債務者　根来　伸一
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５２１号
大阪市淀川区三国本町１丁目13番６―206号
債務者　西川　　正
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６８５号
大阪市都島区毛馬町２丁目10番33号　ハイツＫＥＭＡ501号、前住所大阪市都島区都島本通１丁目２番24号
債務者　林　亜利沙
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７１１号
大阪市鶴見区鶴見２丁目８番１―504号
債務者　岡田　哉子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７５０号
大阪府枚方市茄子作１丁目14番47号
債務者　酒匂　清俊
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７６０号
大阪市中央区瓦屋町２丁目11番６―902号
債務者　田中　房恵
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８００号
大阪市淀川区新高１丁目５番１号司ハイツ303号
債務者　是澤　大輔
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８３８号
大阪府守口市平代町７―６　ロータリーマンション平代町407号室、住民票上の住所岡山県倉敷市児島柳田町647番地５
債務者　岡　紗智子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７１号
福岡県柳川市間1251番地７
債務者　石崎　　悠
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
福岡県大川市大字小保908番地13
債務者　龍　さおり
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
北海道赤平市字赤平668番地54
債務者　柴田　裕美
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
盛岡市津志田西１丁目15番３号　山平アパート２―７号、旧住所盛岡市本宮２丁目21番25号
債務者　山本　幸恵
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第９５号
群馬県太田市西新町19番地２　林ハイツ111号、前住所群馬県邑楽郡大泉町大字古海642番地の12
債務者　立花　健三
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３９４号
神奈川県伊勢原市岡崎6739番地の24
債務者　市川　芳成
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部